

条例見直し調書

作成年度 平成20年度

条例名	神奈川県福祉の街づくり条例		
条例番号	平成7年神奈川県条例第5号	法規集	第6編第1章第1節
所管部局室課	保健福祉部地域保健福祉課		
条例の概要	障害者等が安心して生活し、自由に移動し、及び社会に参加することができる福祉の街づくりに関し、県・市町村・事業者・県民の責務、県の基本方針や、施設等を障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備を進めるための整備基準の遵守など、必要な事項を定めている。		
検討	視点	検討内容	備考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	本条例は、障害者等が安心して生活し、自由に移動し、及び社会に参加できる福祉の街づくりを進めるため、県等の責務や基本方針を定めるとともに、施設整備において整備基準への遵守を課すにあたり必要な事項を定めたものであり、現在も必要である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	福祉の街づくりを進めるため、本条例の規定は有効であるが、一方で、急速な少子高齢化の進行、ユニバーサルデザインに関する意識の高まり、バリアフリー新法の制定などの社会状況の変化への対応も求められており、改正する必要がある。	施設等の整備に係る事前協議件数 平成19年度 533件 平成18年度 675件 平成17年度 660件
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	条例の施行にあたっては、事業者の利便性の向上や、市町村における総合的・効率的な行政運営の観点から、事前協議等の事務を特定行政庁に移譲するなど、効率的に運用している。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	福祉の街づくりを進めることは、ともに生き支えあう地域社会づくりをめざすものであり、「神奈川力構想」における「政策の基本方向」に適合している。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	事業者に義務を課すなどの規定を有するが、合理的な範囲内であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 〔改正・廃止を検討する。〕	理由	特記事項
		条例を取り巻く社会環境の変化に対応するため、ユニバーサルデザイン等の観点に立ち、定義規定や県民責務規定を見直すとともに、バリアフリー新法に基づく法委任規定を新設するなどの改正を検討する。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	(有) 無